

はじめに

我が国の血液事業は、国民の皆様の献血によって支えられています。

自発的に無償で血液を提供される健康な方々によって、病気やけがで血液を必要としている多くの人たちが救われています。

献血の推進は、昭和39年の閣議決定によって始まり、国、地方公共団体及び日本赤十字社を始めとする多くの関係者の努力により、昭和49年の輸血用血液製剤の献血による自給達成、平成6年の血液凝固因子製剤の国内自給の達成などの成果を挙げてきました。

現在は、平成15年7月に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体、採血事業者、製造販売業者等及び医療関係者が、それぞれの責務を果たしつつ、法の基本理念の実現に向けた取組を進めることとされています。

これまで、血液の使われ方や、血液製剤による副作用・感染症の現状等については、日本赤十字社が「血液事業の現状」や「輸血情報」などを作成・公表していましたが、十分に浸透しているとは言えませんでした。

そこで、血液製剤に関する安全性、供給状況等に関するデータを簡潔かつ網羅的に掲載し、解説等を付したものを作成するべく、血液対策課は、平成15年度第3回薬事・食品衛生審議会血液事業部会の指摘を踏まえ、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」の一環として、平成16年7月に血液事業に関する年報を発行することとしました。

その後、平成17年2月に国内初のvCJD患者が確認され、6月からの新たな献血制限が開始されるなど最新の情報を掲載した第2版が、この度とりまとめられました。

これは、日本赤十字社の御協力を得て、全国の採血所や移動採血車などに備え付けるとともに、厚生労働省ホームページにも掲載し、インターネットを通じて自由に閲覧、印刷等ができるようにしました。献血者を始めとする様々な関係者に御覧いただき、血液事業に関する御理解を深められることを願っております。

最後になりましたが、この年報の作成に当たっては、薬事・食品衛生審議会血液事業部会委員を始めとする多くの関係者の御協力をいただきましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成17年8月

厚生労働省医薬食品局血液対策課